

住宅用火災警報器の 設置状況調査にご協力をお願いします



住宅用火災警報器の未設置世帯等に対して、効果的な普及啓発を行うとともに、すでに住宅用火災警報器を設置していただいている世帯に対しては、定期的な作動確認や経年劣化及び電池切れがあれば本体の交換を推進するなど、適切な維持管理等に関する広報を実施しています。

つきましては、住宅用火災警報器の設置状況などの実態を把握するため、次のとおり調査を実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

●調査期間

平成31年5月1日（水）から31日（金）まで

●調査方法

消防職員による訪問調査（身分証を提示します。）

●調査対象

仙南2市7町（一戸建て、長屋、共同住宅）から無作為に抽出した330世帯

●調査内容

住宅用火災警報器の「設置の有無」、「点検の実施状況、結果」等について玄関先で聞き取り調査を行います。

住宅用火災警報器の適正な設置場所は次のとおりです。

設置が義務付けられている所は…

- ① 普段就寝しているすべての寝室
- ② 台所
- ③ 階段（2階に寝室がある場合に限りです）

昨年の当消防本部管内の住宅火災22件のうち約8割は住宅用火災警報器が未設置又は一部設置でした。

住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合と比べ、死者の発生が4割減、焼損面積と損害額は概ね半減しています。（総務省消防庁平成27年～平成29年火災報告分析結果より）大切な命と財産を守るため住宅用火災警報器を適正に設置し維持管理を行いましょう。

消防職員が住宅用火災警報器や消火器を販売することはありません。悪質な訪問販売等にご注意ください。

駆け込み通報装置を設置しました

全ての消防署所（大河原消防署を除く）の玄関周辺に駆け込み通報装置を設置しました。

赤色のボックスの扉を開け、受話器を取り上げるだけで当消防本部指令課につながり、救急車等を要請できますので、緊急の用件で各消防署等に来た際、職員が災害出勤等に対応できない時はこちらの装置を使用してください。



ボックスの扉を開けて受話器を取ります。



当消防本部の指令課につながります。

あなたにしか救えない **命** があります

応急手当を身につけましょう

右記の日程により各種救命講習会を実施します。仙南地域にお住まいの方、または勤務されている方であれば無料で受講できます。

受講を希望される方は、最寄りの消防署または出張所までご連絡ください。詳しくはホームページ（<http://www.az9.or.jp/syoubou/kousyu.html>）をご覧ください。

まとまった人数（事務所・地区・サークルなど）であれば、右記の日程・内容以外で開催することも可能ですので、最寄りの消防署・出張所にお問い合わせください。

救命講習会のお知らせ

普通救命講習会

- 日時 毎月第4土曜日
※12月は第3土曜日
午前9時～正午
- 会場 大河原消防署（偶数月）
白石消防署（7・11・3月）
角田消防署（5・9・1月）
※開催月により会場が異なります。
- 受付期間 講習日の3日前まで

上級救命講習会

- 日時 1回目 6月12日（水）
2回目 6月13日（木）
3回目 10月16日（水）
4回目 10月17日（木）
午前9時～午後5時
- 会場 大河原消防署
- 受付期間
1・2回目 5月20日（月）～
5月31日（金）
3・4回目 9月24日（火）～
10月4日（金）

●問い合わせ先

- | | | | |
|---------|--------------|--------------|--------------|
| ○白石消防署 | 0224-25-2259 | ○白石消防署蔵王出張所 | 0224-33-2011 |
| ○角田消防署 | 0224-63-1011 | ○白石消防署七ヶ宿出張所 | 0224-37-2100 |
| ○柴田消防署 | 0224-55-2012 | ○角田消防署丸森出張所 | 0224-72-1244 |
| ○大河原消防署 | 0224-52-1136 | ○大河原消防署村田出張所 | 0224-83-2408 |
| | | ○大河原消防署川崎出張所 | 0224-84-2370 |